

## 外国人 I T 人材の在留資格と高度人材ポイント制について

平成 27 年 12 月 25 日策定

令和 2 年 1 月 23 日改訂

出入国在留管理庁

経済産業省商務情報政策局

出入国在留管理庁と経済産業省は、我が国における外国人 I T 人材の更なる活用を促進する観点から、入国が認められる外国人 I T 人材の在留資格と、一定の要件を満たすことにより出入国在留管理上の優遇措置を受けられる「高度人材ポイント制」についてお知らせします。これらの制度を通じて、海外の優秀な人材を呼び込み、我が国の活性化の実現を目指します。

平成 26 年 6 月の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成 27 年 4 月に高度な能力や資質を有する外国人材の受入れの促進を図るために在留資格「高度専門職」が創設されるとともに、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合されました。

外国人 I T 人材の受入れについては、出入国在留管理制度における在留資格に係る理解が不可欠です。そこで、I T 人材の在留資格について周知を図るとともに、「高度人材ポイント制」の周知を図ることにより I T 人材による同制度の利用の促進につなげたいと考えています。

### 1 外国人 I T 人材の在留資格と高度人材ポイント制

外国人 I T 人材は、一般的には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当すると考えられます。この在留資格には、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務等が該当します。

さらに、学歴・職歴・年収等に基づく「高度人材ポイント制」による評価により高度人材と認められる場合には「高度専門職 1 号口」の在留資格により、出入国在留管理上の優遇措置を受けることができます（別添リーフレット参照）。「高度人材ポイント制」は、優秀な外国人 I T 人材を我が国に呼び込むための有効な制度ですので、積極的なご活用をお願いします。

#### (1) 「技術・人文知識・国際業務」

I T 人材として稼働する場合、次のいずれにも該当することが必要です。

① 次のいずれかを満たすこと

- ・ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
- ・ 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと（「専門士」もしくは「高度専門士」の称号を付与された者に限る。）
- ・ 10年以上の実務経験（大学等で関連科目を専攻した期間を含む。）があること
- ・ 法務大臣が告示（※）で定める情報処理技術に関する試験に合格又は資格を有していること。

※ 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件」（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）（以下、「IT告示」という。）

IT告示は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）がソフトウェア技術及び市場のグローバル化に伴い、国境を越えた質の高いIT人材の確保や流動化を図り、特にアジア各国との連携を強化するために、相互認証を行っている諸外国の試験や資格の一部を対象として規定しているものです。現在、IT告示では国内の試験のほか、国内の試験と相互認証を受けている中国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、台湾、マレーシア、タイ、モンゴル、バングラデシュ、シンガポール、韓国において実施された試験等について規定しています。IT告示の詳細は下記リンク先をご参照ください。

（参考：法務省HP）

[https://www.moj.go.jp/isa/laws/nyukan\\_hourei\\_h09.html](https://www.moj.go.jp/isa/laws/nyukan_hourei_h09.html)

② 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

（2）「高度専門職1号口」

上記（1）の要件に加えて、高度人材ポイント制により、学歴・職歴・年収等の評価項目ごとの点数の合計が70点以上あることが必要です。「高度専門職」の在留資格を付与された場合、永住許可に係る在留歴の要件が緩和される等、出入国在留管理上の優遇措置を受けることができます（高度人材ポイント制の詳細や、「高度専門職」の在留資格を付与された者に対する出入国在留管理上の優遇措置については、別添リーフレット参照）。

なお、平成29年及び平成31年に高度人材ポイント制の特別加算措置の追加をしており、下記のような外国人もポイントが追加で加算されることと

なりました。

- 成長分野（IT等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算（10点）
- トップ大学卒業者に対する加算（10点）
- 外務省が実施する「イノベーティブ・アジア（Innovative Asia）」事業に基づく本邦での研修（研修期間1年以上）を修了した者に対する加算（5点）
- 複数の修士号又は博士号を取得した者に対する加算（5点）
- 一定の水準の日本語能力（日本語能力試験N2程度）を有する者への加算（日本語能力試験N1取得者は15点、N2取得者は10点）
- ※ そのほか、国家戦略特別区域において、「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」に基づき、東京都において金融系外国企業拠点設立補助金等を利用している企業や広島県において広島県内投資促進要綱に定める一定の事業を利用している企業で就労する外国人を対象に、特別加算（10点）が行われることとなっています。

## 2 典型的な事例

### (1) 「技術・人文知識・国際業務」の例

- 外国の大学の経済学部において経営学を専攻して卒業し、日本のIT関連企業との契約に基づき月額25万円の報酬を受けて、システムエンジニアとして売上管理システムの開発業務に従事する者
- 日本の大学の工学部において情報処理工学を専攻して卒業し、日本のソフトウェア会社との契約に基づき月額30万円の報酬を受けて、プログラマーとしてソフトウェア開発業務に従事する者
- 外国の高校を卒業後、IT告示で定められている海外のITに関する試験の一つに合格し、日本のIT関連企業との契約に基づき月額20万円の報酬を受けて、システムエンジニアとしてシステムの保守・改善等の業務に従事する者
- 外国の大学の工学部において工学を専攻して卒業し、日本のソフトウェア会社との契約に基づき月額35万円の報酬を受けて、ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービス業務に従事する者

### (2) 「高度専門職1号口」の例（評価ポイントが70点に達する例）

- 外国の大学で修士号（経営管理に関する専門職学位（MBA））を取得（25点）し、IT関連で7年の職歴（15点）がある30歳（10点）の

者が、年収600万円（20点）で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合

- 日本のトップ大学（10点+10点）を卒業して学士を取得（10点）し、日本語能力試験でN1を取得（15点）している23歳（15点）の者が、年収400万円（10点）でIT業務に従事する場合
- IT告示で定められている試験の二つに合格（10点）し、日本語能力試験でN2を取得（10点）し、IT関連で10年の職歴（20点）がある36歳（5点）の者が、年収700万円（25点）でITシステムの運用管理に従事している場合
- 外国の大学を卒業して学士を取得（10点）し、IT関連で11年の職歴（20点）がある39歳（5点）の者が、年収900万円（35点）で情報処理技術部門のマネジメントに従事する場合